

令和4年

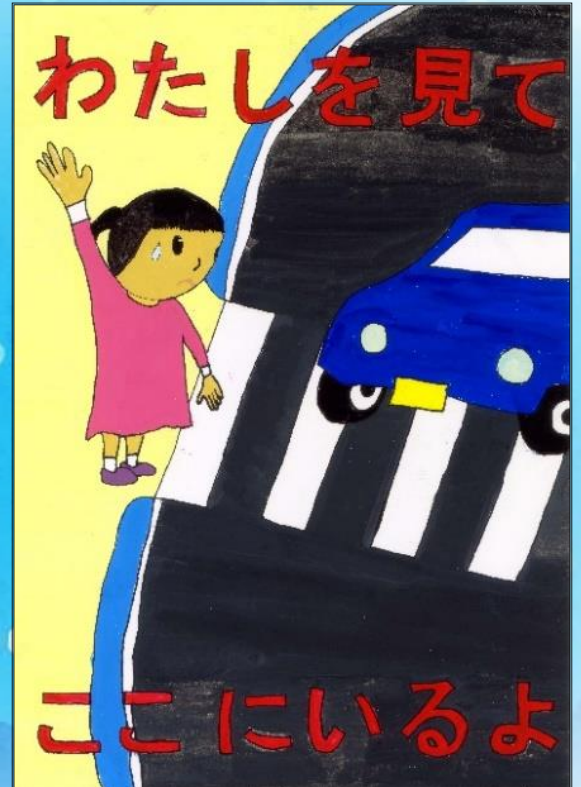
冬の交通安全県民総ぐるみ運動

期 間:12月1日(木)~10日(土) 10日間

令和3年度交通安全
ポスターコンクール入賞作品



(小学校下学年の部 銀賞 甲斐 優衣菜さんの作品)



(小学校上学年の部 銅賞 池田 喜々さんの作品)

運動の重点

- 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保に努めましょう。
- 脇見・ぼんやり運転等を追放し、歩行者優先運転に努めましょう。
- 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶に努めましょう。
- 夕暮れ時や夜間の交通事故防止に努めましょう。
- 自転車の安全で適正な利用に努め、自転車保険に加入しましょう。

例年、「交通安全県民総ぐるみ運動」は夏季に実施していましたが、交通死亡事故は冬季が最も多い傾向にあることから、本年度より12月に「冬の交通安全県民総ぐるみ運動」を実施することとしました。

毎月10日は、「県民交通安全の日」です！



宮崎県交通安全対策推進本部

◆ 子供と高齢者の交通事故防止

- 子供や高齢者に対して思いやりのある運転をしましょう。
- 登下校時や夜間・夕暮れ時の外出時には、反射材用品等を身につけましょう。

【子供の交通事故防止】

- 子供は、道路に飛び出さない等の交通安全の基本をしっかり学び、学校や家庭においては、安全に道路を通行することなどの交通安全教育を行い、子供の交通事故を防止しましょう。

【高齢者の事故防止】

- 交通事故のリスクを減らすため「制限運転※」を積極的に実施し、安全運転相談や高齢者運転免許証返納メリット制度を活用しましょう。

※「制限運転」とは
高齢者が自身の体調・運転能力を踏まえ、運転しない時間帯や場所などを自ら決め、無理な運転を控えることです。

右よし!! 左よし!!



◆ 脇見・ぼんやり運転等の追放及び歩行者優先運転の推進

- 緊張感を持って運転をし、交通事故を防ぎましょう。
- 横断歩道を渡ろうとしている歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で必ず一時停止しましょう。
- 運転中にスマートフォン等の操作は危険なので絶対にやめましょう。
- 妨害運転（あおり運転）などの危険運転は絶対にやめましょう。



◆ 飲酒運転の根絶

【飲酒運転の根絶】

- 飲酒運転は重大な犯罪です。
「絶対にしない・させない・許さない」を徹底しましょう。
- 二日酔い運転に注意。翌朝、運転する場合はお酒の量を控えましょう。
- 飲酒運転の車に同乗することや、飲酒者に車両を貸すこと、運転者にお酒を提供することも犯罪です。

※令和4年4月1日から、安全運転管理者による運転者のアルコールチェックが「義務化」されました！



◆ 夕暮れ時や夜間の交通事故防止

- 夕暮れ時は、車も自転車も早めにライトを点灯させましょう。
- 歩行者等を早く発見するためにハイビームとロービームをこまめに切り替えましょう。



◆ 自転車の安全で適正な利用及び自転車保険加入の推進

- 自転車に乗るときは、大人も子供もヘルメットを着用しましょう。
- 自転車は車道の左側を通行しましょう。
- 万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。



令和4年の改正道路交通法に基づき、
公布日（令和4年4月27日）から1年以内に、
全ての自転車利用者に対するヘルメット着用が
「努力義務」となります！

宮崎県交通安全スローガン

- ◆夕暮れ時等の交通事故防止を呼びかけるもの
「反射材 あなたの命を守る盾」
- ◆飲酒運転の根絶を呼びかけるもの
「飲酒運転 するもさせるも 皆同罪」

お問合せ先

宮崎県交通安全対策推進本部事務局
(宮崎県総合政策部 生活・協働・男女参画課)
TEL : 0985-26-7054 / FAX : 0985-20-2221
E-mail : seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp